

令和5年3月9日
中国電力株式会社

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画の今後の対応について

今後申請を予定している廃止措置計画及びこれに関連する保安規定の変更概要並びに変更認可申請スケジュールを以下に示す。

1. 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)に行う具体的事項の追加

現在の廃止措置計画は、解体工事準備期間(第1段階)(以下「第1段階」という。)に行う具体的事項について定めており、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)(以下「第2段階」という。)以降に実施する事項に関しては、当該期間に入るまでに廃止措置計画に反映し、変更の認可を受けることとしている。

第2段階では新たに管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去に着手する予定である。

第2段階に実施する事項に対して廃止措置計画へ反映する主な事項は次のとおり。

- ・解体撤去工事の方法
- ・除染の方法
- ・解体撤去工事に伴い発生する廃棄物の種類、数量及び管理方法
- ・放射線業務従事者の線量評価及び平常時における周辺公衆の線量評価
- ・事故時における周辺公衆の線量評価
- ・廃止措置工程 等

なお、現行の保安規定は第1段階における保安のために必要な措置を定めたものであることから、上記廃止措置計画の変更に伴い保安規定の変更認可申請も併せて行う。

第2段階以降に実施する事項に対する保安規定への主な反映事項は以下のとおり。

- ・解体撤去物の管理
- ・保管エリアの管理 等

2. 変更認可申請の予定

現行の廃止措置計画に示すとおり2023年度中の第2段階開始に向けて、準備が整い次第、廃止措置計画及び保安規定の変更認可申請を行う。

以 上